## 議案第11号

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月2日提出

君津市長 石 井 宏 子

## 提案理由

国民健康保険の被保険者であって、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして労務に服することができなくなった被用者に対し、傷病手当金を支給するため、君津市国民健康保険条例(昭和46年君津市条例第19号)の一部を改正しようとするものである。

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険条例(昭和46年君津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(育児手当金の経過措置)」を付する。

附則第3項に見出しとして「(高齢者医療給付付加金の支給制限)」を付する。

附則第4項に見出しとして「(君津町国民健康保険条例等の廃止)」を付する。 附則に次の7項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する

金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円 未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、そ の金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないもの とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
- 1 1 附則第5項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 君津市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
附則	附則
_(施行期日)_	
1 省略	1 省略
(育児手当金の経過措置)	
2 省略	2 省略
(高齢者医療給付付加金の支給制限)	
3 省略	3 省略
(君津町国民健康保険条例等の廃止)	
4 省略	4 省略
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当	
<u>金)</u>	
5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に	
規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する	
<u>賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者</u> が療養のため労務に服することができないとき (新型インフルエン	
ザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第	
1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイ	
ルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当	
該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服するこ	
とができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服	
することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日に	
ついて、傷病手当金を支給する。	
6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の	

属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

7 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年</u> 6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合 又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合におい て、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部に

つき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
- 11 附則第5項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める 日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に 適用する。